別表六㈢の表中

「	道府県民税（(⑴×(3.2％又は１％))又は別表六(三)付表一「28の④」）
	市町村民税（(⑴×(9.7％又は６％))又は別表六(三)付表一「28の⑤」） 」

を

「	道府県民税（(⑴×１％)又は別表六(三)付表一「28の④」）
	市町村民税（(⑴×６％)又は別表六(三)付表一「28の⑤」） 」

に改め、同表の記載要領第１１号及び第１３号を次のように改める。

２　「道府県民税（(⑴×１％)又は別表六(三)付表一「28の④」）⑶」の欄は、地方税法施行令第９条の７第７項本文（外国の法人税等の額の控除）の規定の適用を受ける場合には「又は別表六(三)付表一「28の④」」を消し、同項ただし書の規定の適用を受ける場合には「(⑴×１％)又は」を消すこと。

３　「市町村民税（(⑴×６％)又は別表六(三)付表一「28の⑤」）⑷」の欄は、地方税法施行令第48条の13第８項本文（外国の法人税等の額の控除）(同令第57条の２（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合には「又は別表六(三)付表一「28の⑤」」を消し、同項ただし書（同令第57条の２において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合には「(⑴×６％)又は」を消すこと。

別表六㈣の記載要領第１号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる外国法人税の額及び当該外国法人税とみなされたものの額については、記載しないこと。

別表六㈣の記載要領第１号に次のように加える。

⑴　令第142条の２第５項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）(令第195条第４項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）において準用する場合を含む。)に定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額

⑵　令第142条の２第７項各号（第３号を除く。)若しくは第８項第５号、第155条の27第５項各号（第２号を除く。)若しくは第６項第５号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）又は第195条第５項各号に掲げる外国法人税の額

⑶　法第23条の２第１項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に規定する外国子会社から受ける法第23条第１項第１号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額（⑷において「剰余金の配当等の額」という。)に係る令第142条の２第７項第３号又は第155条の27第５項第２号に規定する外国法人税の額

⑷　外国法人から受ける剰余金の配当等の額（租税特別措置法第66条の８第１項、第３項、第８項若しくは第10項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第66条の９の４第１項、第３項、第７項若しくは第９項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受けるものに限る。)に係る令第142条の２第８項各号（第５号を除く。）に規定する外国法人税の額又は外国法人から受ける剰余金の配当等の額（同法第68条の92第１項、第３項、第８項若しくは第10項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第68条の93の４第１項、第３項、第７項若しくは第９項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受けるものに限る。)に係る令第155条の27第６項各号（第５号を除く。)に規定する外国法人税の額

別表六㈣の１１を次のように改める。